

総務文教常任委員会 報告案件一覧

報告案件は以下の通りです。

開催日// 平成30年 3月14日(水) 午前10時~ 委員会室			
部署	No.	報 告 案 件	
総務部	1	恵庭市防災会議及び恵庭市国民保護協議会について	基地・防災課
	2	平成30年度恵庭市行政組織機構（案）について	職員課
	3	窓口サービス改善に関する取組について	情報・事務管理課
	4	指定管理者に係る労働条件審査結果について	契約課
企画振興部	5-1	行政改革の推進について	企画課
	5-2	まちづくり基本条例の見直しについて	企画課
	6	連携中枢都市圏構想の推進に向けた取り組みについて	企画課
	7	恵庭市国際化推進アクションプランの策定について	企画課
	8	「えにわシティセールス事業」の取組について	広報課
	9	恵庭市公共施設花づくり指針について	まちづくり推進課
	10	移住促進の取組状況について	まちづくり推進課
	11	新工業団地概要について	まちづくり拠点整備室
教育部	12	平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について	学校教育課
	13	平成29年度全国体力・運動能力等調査の結果について	学校教育課
	14	都市間文化作品交流事業について	社会教育課
	15	図書館恵庭分館について	読書推進課
	16	郷土資料館アイヌ展示リニューアルについて	郷土資料館

惠庭市防災会議及び惠庭市国民保護協議会の開催について

1. 惠庭市防災会議条例及び惠庭市国民保護協議会条例の一部改正について

(1) 改正趣旨・理由

本市では、多発化、局地化、集中化する自然災害や他国からの武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的に、惠庭市地域防災計画及び惠庭市国民保護計画を作成し、国、北海道及び関係機関と連携・協力し対策を講じることとしている。

今後、より一層、関係機関との連携を図るとともに、様々な視点からの意見を反映させるため、惠庭市防災会議条例及び惠庭市国民保護協議会条例を一部改正し、委員定数の増員を行うこととした。

(2) 改正内容

	惠庭市防災会議条例 (第3条第6項)	惠庭市国民保護協議会条例 (第2条)
現 行	30人以内	25人以内
改 正	35人以内	
施 行 日	平成29年9月15日	
備 考	※国民保護法案に関する付帯決議では、国民保護協議会と防災会議は、一体的かつ円滑な運営を可能とするための措置を講ずることとされていることから、国民保護協議会委員と防災会議委員と同じ構成委員とする。	

2. 委員の委嘱

	惠庭市防災会議	惠庭市国民保護協議会
新規委嘱機関	・気象庁札幌管区気象台 ・地域FM放送 e-niwa (株式会社あいコミ)	防災会議委員と同じ構成員
委 員 数	32人	
委 嘴 日	平成30年2月1日	

3. 惠庭市防災会議及び惠庭市国民保護協議会の開催について

	惠庭市防災会議幹事会	惠庭市防災会議	惠庭市国民保護協議会
開催日	平成30年2月7日(水)	平成30年2月15日(木)	
・時間	11時00分～11時45分	10時00分～10時45分	11時00分～11時40分
審議事項	・惠庭市地域防災計画の修正について ・惠庭市水防計画の修正について		惠庭市国民保護計画の変更について
報告事項	・防災訓練について ・地域防災力の向上について		北朝鮮によるミサイル発射時に 関する対応基準について

■ 恵庭市地域防災計画及び恵庭市水防計画の修正

1. 恵庭市地域防災計画の目的

恵庭市地域防災計画は、災害対策基本法第42条に基づき、恵庭市防災会議が作成する計画であり、市域における防災に関し、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり防災関係機関がその機能のすべてをあげて市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。（一般災害対策編、地震災害対策編、火山災害対策編）

2. 計画修正の趣旨

平成28年4月の熊本地震や平成28年8月の台風10号による要配慮者利用施設での被害を踏まえ、国の防災基本計画やガイドライン等の改正により、平成29年5月に北海道地域防災計画が修正されたことから、本市の防災対策の強化等を図る観点から所要の修正を行う。

3. 主な修正事項

（1）国の「防災基本計画」の改正に基づく修正

- ①物資の輸送の円滑化 【一般災害対策編】
・災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、輸送拠点として活用可能な民間事業者施設の把握

- ②被災地域や災害の状況に応じた運営マニュアルの作成等 【一般災害対策編】

- ③避難情報の名称変更 【一般災害対策編・水防計画】
(変更前) (変更後)
避難指示 ⇒ 避難指示（緊急）
避難勧告 ⇒ 避難勧告
避難準備情報 ⇒ 避難準備・高齢者等避難開始

- ④避難行動の伝達 【一般災害対策編】

- ・最新情報通信関連技術の導入に努める。
- ・SNSや戸別受信機などを活用し、分かりやすく適切に早期の避難誘導に努める。

- ⑤制度改正や表現の修正に伴う語句の修正 【一般災害対策編・火山災害対策編・水防計画】

- ・「はん濫危険水位」→「氾濫危険水位」などの修正
- ・「激しい雨」→「猛烈な雨」などの文言の修正
- ・気象台等防災関係機関の計画の見直しに伴う修正

- ⑥国管理河川（石狩川水系）における水位観測所の基準の見直し 【水防計画】
・千歳川（裏の沢）及び漁川（日の出橋）

- ⑦北海道総合通信局による改組による変更と移動電源車等の項目の追記 【一般災害対策編】

(2) 北海道の地域防災計画の修正及び北海道大雨等災害検証委員会の提言を踏まえた修正に基づく主な修正事項

- ①要配慮者等のため支援 【一般災害対策編】
- 定期的な更新など名簿情報の適切な管理
 - 在日・訪日外国人等への対応
 - 避難の長期化等を鑑み、良好な生活環境を確保するため、協定などを活用し、宿泊施設等を避難所として提供するよう努めること。
- ②避難勧告等を発令するための体制構築 【一般災害対策編】
- 避難勧告等を発令した上で、分かりやすく適切に状況を伝達し、平常時から、災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、役割分担などの体制を構築する。
- ③自主防災組織等を通じた避難所運営 【一般災害対策編】
- 日頃から住民が主体的に避難所を運営できるよう努める。
 - 専門性を有した外部支援者との協力。

(3) 恵庭市の主な修正事項

- ①各種訓練に関する記述 【一般災害対策編】

<現行>

区分	時期	実施場所	実施内容	所管
非常招集訓練	総合訓練の翌年	適当な地区	<ul style="list-style-type: none">図上又は実地訓練災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。	恵庭市

<改正案>

区分	時期	実施場所	実施内容	所管
非常招集訓練	毎年	適当な地区	<ul style="list-style-type: none">図上又は実地訓練災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。細部は、中期年次計画で律する。	恵庭市

*追加

区分	時期	実施場所	実施内容	所管
災害対策本部訓練	毎年	適当な場所	<ul style="list-style-type: none">図上訓練各種状況下において、関係機関と連携して一連の災害対策本部活動に関する訓練を実施する。細部は、中期年次計画で律する。	恵庭市

②恵庭市耐震改修促進計画（平成29年7月修正）の見直しに伴う修正 【地震災害対策編】

・想定地震の変更及び文言の修正

※最大の被害をもたらす地震が直下型から内陸型の石狩低地東縁断層帯南部・深さ3kmへ変更
<現行>

地震のタイプ		全国どこでも起こりうる直下の地震
地震規模		マグニチュード 6.9
予測震度	市内最大	震度6強 ※南18号より北東（千歳川まで）の地域
	市役所付近	震度6弱
建築物 被害予測	全壊	木造：528棟 非木造：76棟 合計：604棟
	半壊	木造：2,928棟 非木造：417棟 合計：3,345棟
被災者数		約9,000人
人的 被害予測	死者	6人
	負傷者	4,412人（うち重傷者397名）
火災発生件数		32件 ※冬場（1～4月）の18時

<改正>

地震のタイプ		石狩低地東縁断層帯南部・深さ3kmの地震 (内陸活断層地震)
震源		千歳市から沙流郡日高町沖合の海域に至る断層帯
地震規模		マグニチュード7.1
予測震度	市内最大	6強
	市役所付近	6弱
建築物 被害予測	全壊	木造：411棟 非木造：57棟 合計：468棟
	半壊	木造：2,582棟 非木造：261棟 合計：2,843棟
被災者数		約7,200名
人的 被害予測	死者	4名
	負傷者	398人（重傷者数：40名）
火災発生件数		28件 ※冬場（1～4月）の18時

■惠庭市国民保護計画の変更

1. 惠庭市国民保護計画の目的

惠庭市国民保護計画は、武力攻撃やテロ等の武力攻撃事態等が発生した場合に、国の方針に基づき、国や道、関係機関と連携・協力して、迅速かつ的確に住民の避難や救援、武力攻撃災害への対処などの国民保護措置を実施することを目的に策定したものである。

惠庭市では、平成18年1月に策定された「北海道国民保護計画」に基づき、平成19年3月に惠庭市国民保護計画を作成し、その後、平成20年8月、平成23年8月に一部変更を行った。

2. 計画修正の趣旨

平成28年4月の熊本地震や平成28年8月の台風10号による要配慮者利用施設での被害を踏まえ、国の防災基本計画やガイドライン等の改正により、平成29年5月に北海道地域防災計画が修正されたことから、本市の防災対策の強化等を図る観点から所要の修正を行う。

3. 主な修正事項

「国民の保護に関する基本方針」（平成28年8月24日変更）や平成26年及び平成28年に変更した北海道国民保護計画との整合性を図るため、惠庭市の国民保護計画の変更を行う。

（1）「国民の保護に関する基本方針」や「北海道国民保護計画」等の変更に基づく変更事項

①関係機関等組織改編に伴う修正及び文言の修正

- ・陸上自衛隊「第1戦車群」を「第72戦車連隊」へ組織改編など
- ・「災害時要援護者」の名称を「要配慮者」に変更
- ・「死体」を「遺体」へ語句の修正

②大規模集客施設や旅客輸送施設における施設滞在者等への避難等の措置

③国等の所管事務の移管に伴う整理

- ・救護事務の移管等

④北海道地域防災計画（原子力災害対策編）の修正に伴う変更

- ・安定ヨウ素剤の配布等に関する記述の修正

⑤制度の廃止や要項の改正に伴う整理

- ・外国人登録制度廃止に伴う文言の削除

（2）惠庭市の変更事項

①人口等に関する数値の変更事項

- ・年少人口等の数値割合の修正

②惠庭市機構改革に伴う各部課の所掌事務の変更

- ・部課名等の名称の変更や市対策本部の役割等の修正

平成30年度恵庭市行政組織機構 (案)について

当日配付

窓口サービスの改善に関する取組について

昨年開催された「恵庭地方創生政策形成ゼミナール」（略称「小磯ゼミ」）において「手続きなどで多くの市民が訪れる市役所の窓口は利用しやすいのか」という視点での職員による研究発表があり、改善に向けた提案がなされた。そうしたことから、窓口サービスの改善について、組織マネジメントの取組に位置づけて推進を図る。

1.進め方

- ・「組織マネジメント」の取組に位置づけ検討し推進する。
- ・検討に当たっては、小磯ゼミ参加職員や窓口関係課職員等による専門部会を設置し、適切で効果的な改善策を検討し、原案を策定する。
- ・原案について推進本部会議で決定し、可能なものから速やかに着手する。

2.専門部会（「窓口サービス改善専門部会」）の構成

組織マネジメント推進本部専門部会委員	2人
小磯ゼミ研究発表職員	3人
窓口業務関係課職員	4人
	計9人

3.検討の方向性

- 手続きの煩雑さを解消する。
- 移動距離の短縮化を目指す。
- 手続きの流れを分かりやすくする。
- 待ち時間の短縮を目指す。
- 手続きもれを防止する。
- その他、必要事項。

4.専門部会が所掌する事項 及び スケジュール（予定）

（専門部会所掌事項）	（スケジュール予定）
① 実態（現状）把握 市民の困り感、手続ごとの必要書類・記載内容ほか	第1回～第2回 30.2.19～30.3.上旬
② 改善策の検討・案の決定 ◦ 実態に基づく具体的改善案の検討、課題抽出 ◦ 実現の可能性、優先順位の検討、他市事例研究ほか ◦ 改善案の決定	第2回～第4回 30.3.上旬～3.下旬
	推進本部会議決定：30.4.中旬
③ 市民意見聴取・着手 ◦ フィードバック実施後、必要に応じ修正を加え事業着手	アンケート：30.4.中旬～5.上旬 着手予定：30.6月頃

5.平成30年度予算案計上額

2,106千円：本庁舎市民ロビー及び一階窓口部門の改修を想定して予算計上

指定管理者に係る労働条件審査結果について

1. 審査の目的

指定管理者が雇用する労働者について、法令遵守及び労使関係の安定の観点から、今後是正すべき事項や改善に向けた検討を行わなければならない事項を把握し、以て指定管理者の提供する住民サービスの質の向上に資することを目的とする。

2. 審査の委託期間

平成29年6月1日から平成29年12月25日

3. 委託事業者

北海道社会保険労務士会

4. 審査対象施設（H28年以降 新・再指定の指定業者）

- 1 夢創館
- 2 恵庭市立図書館
- 3 恵淨殿

5. 審査結果の概要

① 総合評価

- ・労働条件の取扱いや記載に関し、不備のある事業者があった。
- ・人間関係や職場環境に問題はなかった。

② 分野別の主な指摘事項

ア) 労働基準法関係

- ・法令遵守や書類の保管に関し意識の高さが伺えるが、一部事業者において記載に不備が見られた。
- ・解雇や雇い止めはの事実は無かった。

イ) 労働安全衛生法関係

- ・健康診断や安全衛生教育は適正に行われている。

ウ) 協定書関係

- ・36協定について未提出の事業所があった。

エ) 健康保険法・厚生年金保険法関係

- ・適正に処理されている。

オ) 労働者災害補償保険法・雇用保険法関係

- ・概ね適正である。

カ) 男女雇用機会均等法関係その他

- ・セクハラ・パワハラによる行為は見られなかった。

③ 改善状況

- ・労働基準法に対して幾つかの不備が見られたが、概ね適正に改善されている。
改善されていない事項については、早期に改善の予定。

<指定管理者に係る労働条件審査 事業者別の審査結果>

審査対象事業者		A事業者
審査実施機関		北海道社会保険労務士会
審査期間		平成 29 年 8 月～12 月
現地調査・ヒアリング		平成 29 年 9 月 26 日
総合評価		<ul style="list-style-type: none"> ・ 36 協定の締結・届出がされていない。 ・ 労働条件の明示が適正にされていない。 ・ 賃金台帳の記載事項が欠落している。 ・ 時間単位の有給休暇の取得に必要な労使協定が締結されていない。 ・ 労使間ともに良好な関係が築かれている。
分 野 ご と の 主 な 指 摘 事 項	1. 労働基準法 関係	<p>【就業規則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 人未満の事業場のため、作成・届出の義務は無い。 <p>【労働条件通知・雇用契約書】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①時間外労働の有無、休暇、賃金計算方法、退職に関する事項、更新の有無及び判断基準、昇給・退職手当・賞与の有無、相談窓口の記載が無い。 <p>【賃金台帳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ②性別、賃金計算期間、時間外労働時間数の記載が無い。 <p>【労働者名簿】</p> <ul style="list-style-type: none"> ③作成されていない。 <p>【勤怠管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ④所定外労働時間数の記録が無い。 <p>【年次有給休暇】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤時間単位の年次有給休暇の取得には、労使協定が必要。 <p>【割増賃金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑥適切な時間管理等賃金計算による運用が必要である。 <p>【育児・介護休業等制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 人未満の事業場のため規定の義務は無い。 <p>【退職】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解雇の事実はない。
	2. 労働安全衛生 法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康診断、安全衛生教育は適正に実施している。
	3. 協定書関係	<ul style="list-style-type: none"> ⑦36 協定の提出が必要。
	4. 健康保険法・厚 生年金保険法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正である。
	5. 労働者災害補 償保険法・雇用保 険法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正である。
	6. 男女雇用機会 均等法関係その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母性・妊娠婦などに係る規定がない。 ・ セクハラ・パワハラはない。
	改善状況 (2/1現在)	<ul style="list-style-type: none"> ①②労働条件通知書・賃金台帳は、改正補正済み。 ③労働者名簿は作成済み。 ④勤務時間管理は、勤務指定表に出勤日数、休日日数、勤務時間数等を記載することに改善済み。 ⑤時間単位の年次有給休暇の取得について、労使協定締結をした。 ⑥超過勤務命令簿を作成し、割増賃金の処理をすることに改善済み。 ⑦36 協定については提出済み。

<指定管理者に係る労働条件審査 事業者別の審査結果>

審査対象事業者		B 事業者
審査実施機関		北海道社会保険労務士会
審査期間		平成 29 年 8 月～12 月
現地調査・ヒアリング		平成 29 年 9 月 14 日
総合評価		・法令遵守や書類等の管理に関し、相応の意識があることがうかがえる。 ・労働条件や業務そのものに対する不満は無く、良好な職場環境である。
分野ごとの主な指摘事項	1. 労働基準法関係	<p>【就業規則】 ・適正に作成、管理されている。</p> <p>【労働条件通知・雇用契約書】 ・適正に実施されている。</p> <p>【賃金台帳】 ・適正に作成、管理されている。</p> <p>【労働者名簿】 ・適正に作成、管理されている。</p> <p>【勤怠管理】 ・適正に管理されている。</p> <p>【年次有給休暇】 ・適正である。</p> <p>【割増賃金】 ・適正に算出されている。</p> <p>【育児・介護休業等制度】 ・適正に整備されている。</p> <p>【退職】 ・解雇・雇止めの事実はない。</p>
	2. 労働安全衛生法関係	・適正である。
	3. 協定書関係	・適正である。
	4. 健康保険法・厚生年金保険法関係	・適正である。
	5. 労働者災害補償保険法・雇用保険法関係	・適正である。
	6. 男女雇用機会均等法関係その他	・適正である。 ・セクハラ・パワハラはない。
改善状況 (2/1現在)		・指摘事項無し

<指定管理者に係る労働条件審査 事業者別の審査結果>

審査対象事業者		C事業者
審査実施機関		北海道社会保険労務士会
審査期間		平成 29 年 6 月～12 月
現地調査・ヒアリング		平成 29 年 9 月 11 日
総合評価		<ul style="list-style-type: none"> ・労働条件通知上の始業時刻より前にタイムカードの打刻があり、ヒアリングにより、労働時間として算定される可能性がある。 ・労災適用業種の見直しが必要である。
分野ごとの主な指摘事項	1. 労働基準法関係	<ul style="list-style-type: none"> 【就業規則】 <ul style="list-style-type: none"> ①育児介護休業法の改正に対応していない箇所がある。 【労働条件通知・雇用契約書】 <ul style="list-style-type: none"> ②「業務内容」についての記載が無い。 【賃金台帳】 <ul style="list-style-type: none"> ③「労働時間数」の記載が無い。 【勤怠管理】 <ul style="list-style-type: none"> ④始業時刻の前の打刻があり、労働時間か否かの疑義が生じている。労務時間であれば所定外（法定外）労働となる。 【年次有給休暇】 <ul style="list-style-type: none"> ・整備されている。 【割増賃金】 <ul style="list-style-type: none"> ⑤始業時刻の前の時間の仕事の前準備や朝礼は、労働時間としての管理が必要。法定外労働となる場合、割増賃金が必要。 【育児・介護休業等制度】 <ul style="list-style-type: none"> ⑥育児介護休業法の改正に対応していない。 【退職】 <ul style="list-style-type: none"> ・解雇の事実はない。
	2. 労働安全衛生法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・選任義務はない。 ・健康診断は適正である。
	3. 協定書関係	<ul style="list-style-type: none"> ⑦始業時刻前の出勤が労働時間に該当する場合、36 協定の締結が必要。
	4. 健康保険法・厚生年金保険法関係	<ul style="list-style-type: none"> ・適正である。
	5. 労働者災害補償保険法・雇用保険法関係	<ul style="list-style-type: none"> ⑧届出の適用業種について、労働基準監督署に確認が必要。
	6. 男女雇用機会均等法関係その他	<ul style="list-style-type: none"> ・セクハラ・パワハラはない。
改善状況 (2 / 1 現在)		<ul style="list-style-type: none"> ①⑥育児・介護規定について平成 30 年 3 月までに法改正に対応し作成届出予定。 ②労働条件通知に業務内容について、記載した。 ③賃金台帳の労働時間について、平成 30 年 4 月より記載予定。 ④⑦始業前の早い時間の出勤が無い様に業務を改善した。 ⑤朝礼参加の際発生の労働時間については割増賃金について労働基準監督書に確認中。平成 30 年度から改善する。 ⑧労働保険料の適用業種について、労働基準監督所に確認済み。平成 30 年度労災保険料申告時（6 月）に修正届出する。